

H25.6.7 看護部 勉強会

# 「微分・積分」勉強会！

介護保険制度について &



大田区高齢者対象各サービスについて

- ・ 私たちが働く大都市部の高齢化の現状
- ・ 医療機関側から見た、介護との連携強化の重要性
- ・ 介護保険制度の流れ
- ・ 介護保険の入り口は？司令塔は？
- ・ 病院で利用頻度の高い自治体のサービスについて

## 社会医療法人 牧田総合病院



## 在宅療養支援診療所・病院

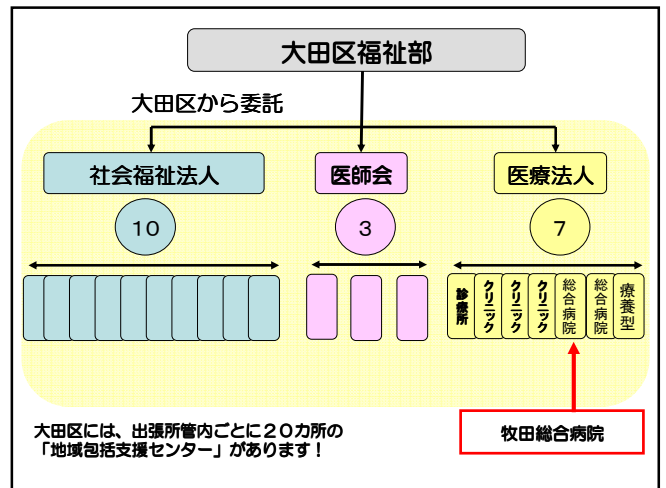
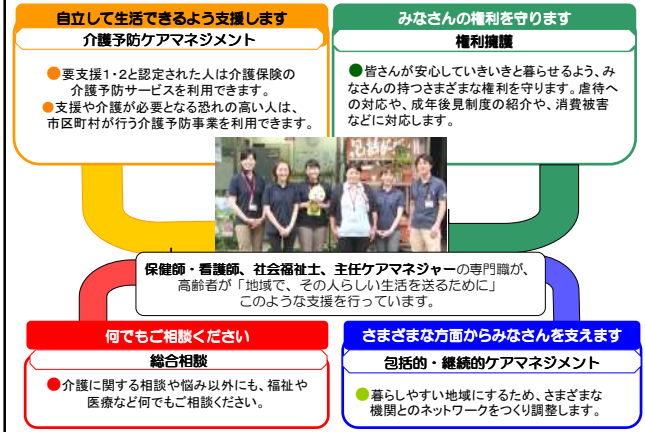
24時間365日体制で往診や訪問看護を行う診療所。在宅医療を推進するため、平成18年（2006）の医療保険制度改正によって新設された。

東京都の在宅療養支援診療所・病院の件数

平成24年6月現在

在宅療養支援診療所	1314件
在宅療養支援病院	13件

### 地域包括支援センターは65歳以上の方の相談窓口です

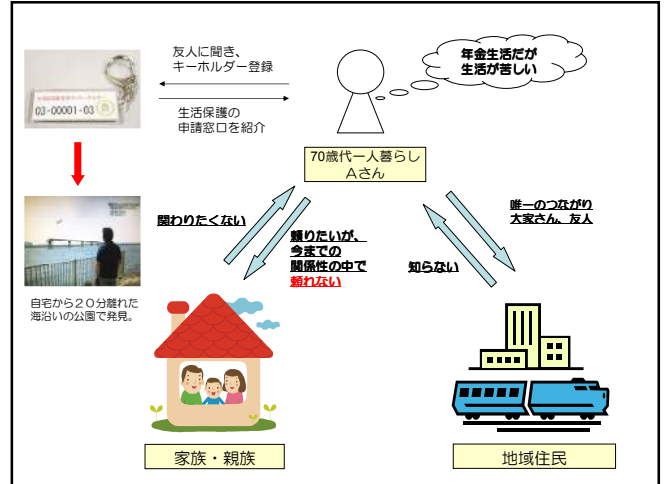


NHKスペシャル

平成22年9月5日特集

## 消えた高齢者

～無縁社会の間～



## 地域包括支援センターNHK全国アンケート

調査時期 2010年8月～9月  
回答センター数 3309 (回答率79.5%)

- 1人暮らしの高齢者で、介護が必要な状態だと思われるのにサービスを利用していない人

3万8588人

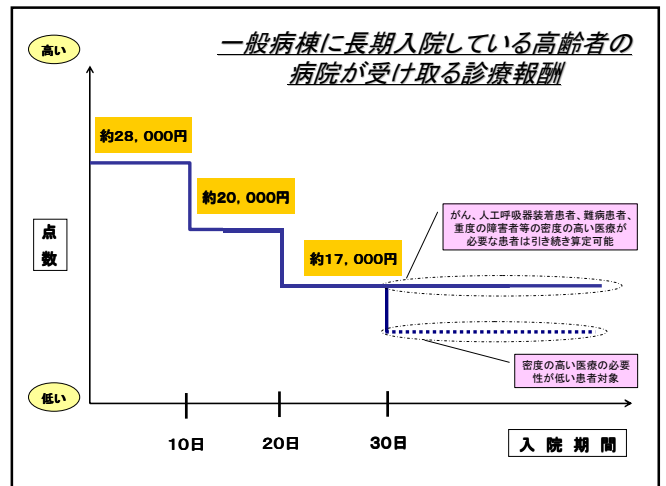
→ ただしこの数字はあくまでも『氷山の一角』

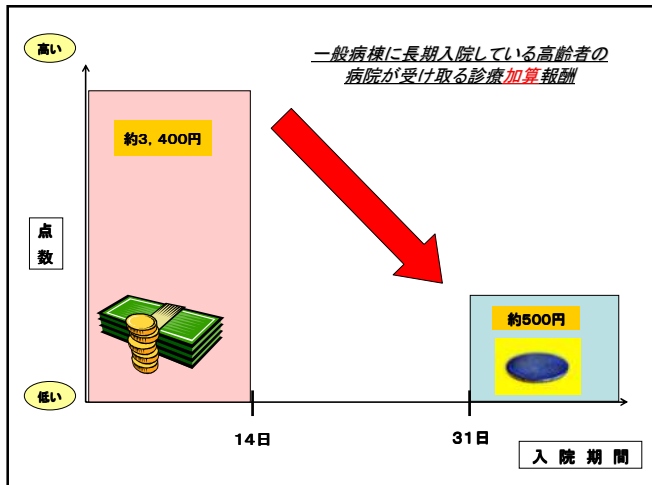
このような状況になるまで

「気づかれない！」

大都市部の高齢者の現状があります。

医療機関側から見た、  
介護との連携強化の重要性？





患者の平均入院期間が1日延びると、年間 **億単位** で報酬減！

病院の命題：

**治療が終わった患者を、いかに速やかに退院させるか！**

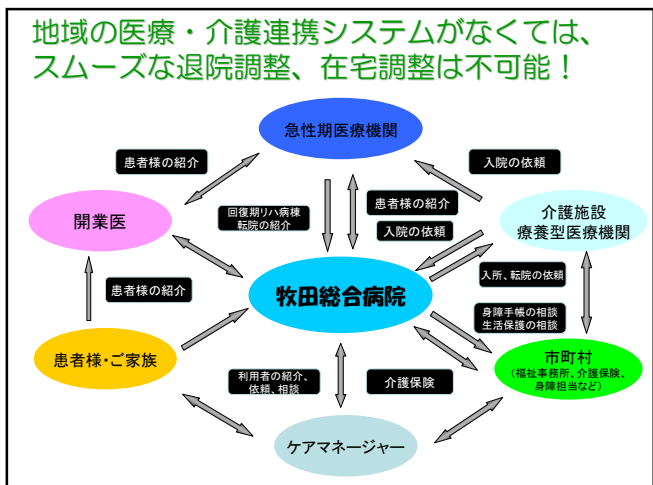
今までは・・・

治療が終わり、在宅もしくは転院・施設へ・・・。  
キーパーソンとなる家族に伝えれば、ある程度決められた期限での退院が可能であった。



これからは・・・

治療が終わり、在宅もしくは転院・施設に動いてくれる家族・親族がいない・・・。  
決められた期限での退院が困難となっていく。

# ・介護保険制度の流れ



要介護認定・要支援認定等結果通知書とともに、  
要介護状態区分が記された介護保険者証と・・・



## ケアマネジャーは 介護保険制度利用の司令塔！！

- ①ケアマネジャーには出身職種があります。  
各職種とも5年以上の経験が必要。
- ②ケアマネジャーが所属する事業所は、単独であるところは少ない。  
必ず母体の事業があり、サービス事業所が併設されています。
- ③自宅の地域の事業所が一番！なぜなら、  
地域のサービス事業所の様子や特徴をよく理解している。
- ④ケアマネジャーがサービスを決めるのではなく、  
一緒に相談しあう。「この人には相談ができる！！」  
これがケアマネジャーの判断基準。

介護保険によるサービス利用は、  
すべて、利用者とサービス事業所との  
「契約」となります。

ご本人・ご家族が、サービス内容を、サービス事業所を  
選択することができます。

この大切な選択をするために、まずは、選択するための  
情報が不可欠！

この選択するための情報を皆さんに伝え、サービス利用の  
具体化をしていく専門職が、**ケアマネジャーです！！**

## 介護保険サービスの対象となる方

### 介護給付の対象者（要介護1～5）

現在の状態に必要な介護サービスを利用できます

### 予防給付の対象者（要支援1・2）

現在の状態を維持・または改善に向けた、介護予防サービスを利用できます

### 介護予防（地域支援事業）の対象者（非該当）

生活機能の低下している方や将来的に介護が必要になるおそれ  
が高い方が対象です。  
地域で行われているプログラムに参加できます

介護が必要となるための  
サービス利用

高齢者の状態に応じたサービスが  
利用できます

1ヶ月の支給限度額

要支援1	介護保険の対象だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人など	介護予防サービス 要介護状態が重くない	49,700円
要支援2			104,000円
要介護1	介護保険のサービスによって、生活の機能の維持・改善を図ることが適切な人など	介護サービス 日常生活におけるさまざまな介護	165,800円
要介護2			194,800円
要介護3			267,500円
要介護4			306,000円
要介護5			358,300円
介護は必要ないが虚弱な高齢者	介護保険の対象にならないが、生活機能が低下している虚弱高齢者など、将来的にその可能性が高い人など	介護予防事業 介護が必要な状態にならない	
要介護認定の非該当者			

## 大田区高齢者紙おむつ等支給事業

（対象：区内在住、常時オムツを必要とする方で要介護認定を受けている方。  
特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設入所の方の生活介護受給の方は除く）

- ・区が負担する点数は毎月450点まで・・・、450点を超えた分は自己負担になります。
- ・複数の商品の組み合わせ可能。

## おむつ代の助成について

区が支給する紙おむつを持ち込みできない医療機関に入院している方に対し、おむつに要した費用のうち、月額5,000円を限度に支給。  
(おむつ代が5,000円以下の場合は実費相当額になります。)

**助成開始は申請のあった月から、紙おむつを配達済みの場合は翌月から対象。**

申請は、お住まいのさわやかサポートもしくは、当院「さわやかサポート入新井」で可能です。

<申請時に必要なもの>

- ・本人名義の金融機関口座番号がわかるものをお持ちください。
- ・印鑑

<請求時に必要なもの>

- ・病院が発行した領収書（利用者氏名・おむつ代・入院期間が明記されたもの）
- ・印鑑

※病院が発行する領収書におむつ代が含まれていない場合は、

**病院の領収書と売店等が発行する領収書**

<届出について>

次の場合には、さわやかサポートに届出をする必要があります。

- ① 退院した場合
- ② 転院した場合または介護保険施設（療養型病床群等）へ移った場合。
- ③ 住所を変更した場合や申請事項に変更があった場合
- ④ 亡くなられた場合

- ・地域包括支援センター（さわやかサポート）に気軽に相談に行きましょう！！
- ・さわやかサポートは、介護保険制度、区のさまざまなサービス、地域で行なわれている取り組みなどの相談に対応します！
- ・必要な医療・介護の専門職につながる入り口。それが、

**「さわやかサポート」**です！！

内線 : 〇〇〇〇